

P E T ボトル分別基準適合物の円滑な引き渡しをお願い

容器包装リサイクル法は、市民が分別排出し、市町村が分別収集・選別保管し、事業者が再商品化するという 3 つの主体間の協力のもとに成り立っています。

改正容器包装リサイクル法の基本方針で、「分別基準適合物の指定法人への円滑な引き渡しが必要である」と定められました。

この容り法の精神に則り、指定法人への P E T ボトルの円滑な引き渡しへのご協力をくれぐれもよろしくお願いいたします。

1. P E T ボトルリサイクルの現状

平成 27 年度、全国の市町村および一部事務組合から指定法人への P E T ボトルの引き渡し量は約 19 万 2 千トンとなり、平成 21 年度以降、引き渡し量は 19 万トンから 20 万トンで安定しております。これは、改正容り法の基本方針に「市町村により分別収集された使用済 P E T ボトル等については、指定法人（容り協会）への円滑な引き渡しが必要」との文言が加えられ、その重要性を市町村および一部事務組合ご担当の皆様方にご理解いただいた成果であると考えております。

一方、平成 28 年度分別収集計画の全国計が約 30 万トンに対して、指定法人への申込量は約 19 万 6 千トンであり、消費者の協力のもと市町村が分別収集した P E T ボトルの 3 分の 1 が依然として指定法人以外で独自処理される予定となっております。このことにより、現在、指定法人に登録されている再生処理事業者の能力は総計約 39 万トンある一方、指定法人への引き渡し量は再生処理能力の 5 割程度に留まっている現状では、残念ながら国内でのリサイクルを確実に実施するために構築されたリサイクルインフラは十分に活用されていない状況にあると言わざるを得ません。

平成 24 年度に、P E T ボトル再生処理事業者がポリエステル素材の市況変動の影響を強く受けたことから、平成 25 年度には暫定的に年 2 回の入札とし、その後開催された第三者委員会（「P E T ボトル入札制度検討会」）の答申を得て、平成 26 年度以降、P E T ボトルは市況変動の影響を緩和し易い年 2 回の入札を行うこととしました。平成 26 年度から平成 27 年度にかけては、再びポリエステル樹脂の価格急落という状況が発生しましたが、使用済み P E T ボトルを物理的手法により飲料用 P E T ボトルへ戻す方法が本格化し始めたことに加え、食品直接接触用のトレイ等への展開により需要が回復し、再商品化業務は順調に遂行されました。

このような状況下、P E T ボトルの再商品化業務の安定維持のため、特に指定法人ルートの量的拡大は大きな課題となっております。

2. 指定法人ルート引き渡しの重要性

指定法人への引き渡し量の不足ならびに不安定化は、容り法施行開始以来、業界・関係者各位のご協力のもと築き上げられてきた P E T ボトルのリサイクルインフラの安定維持に対し多大な悪影響を与えます。指定法人ルートへの引き渡し量の不足は、国内 P E T ボトル再生処理事業者の経営基盤を脆弱化させ、最終的には国内リサイクルインフラの崩壊へ繋がる危険性をはらんでいます。これに対し、円滑な引き渡しを更に推進し、指定法人ルートを確保することは以下 3 点のメリットを生むこととなります。

指定法人への引き渡しが如何に重要であるかについて、市町村ご担当の皆様方のご理解をお願いいたします。

(1) リスク回避

市町村による独自処理が現状のまま続くと、再生処理事業者の経営が破綻しリサイクルインフラが崩壊する恐れがあります。さらにポリエステル市況の変動等により、一部の独自処理分が海外輸出されている流れが停止した場合には使用済みPETボトルが行き場を失い、最悪の場合には焼却・埋立処分等に廻される危険性もあります。指定法人への「円滑な引き渡し」は、このようなリスクを回避するための最適な手段であるといえます。

(2) 高品位な利用

指定法人に引き渡された使用済みPETボトルは国内の再生処理工場において、フレークまたはペレットというプラスチック原料、あるいは化学的に分解されてポリエステル原料を得ることにより確実に再商品化された後に、繊維製品、卵パック等のシート類、および再びPETボトルに戻される等、高品位のリサイクルが行われています。

一方、指定法人ルートを経ない、いわゆる独自処理の多くは主に中国へ輸出されています。再生処理の分別・品質管理不足等が原因で通常の原料と比べ品質が劣り、使用できる用途が限られ、多くはぬいぐるみや座布団の「詰めもの」等に利用されています。

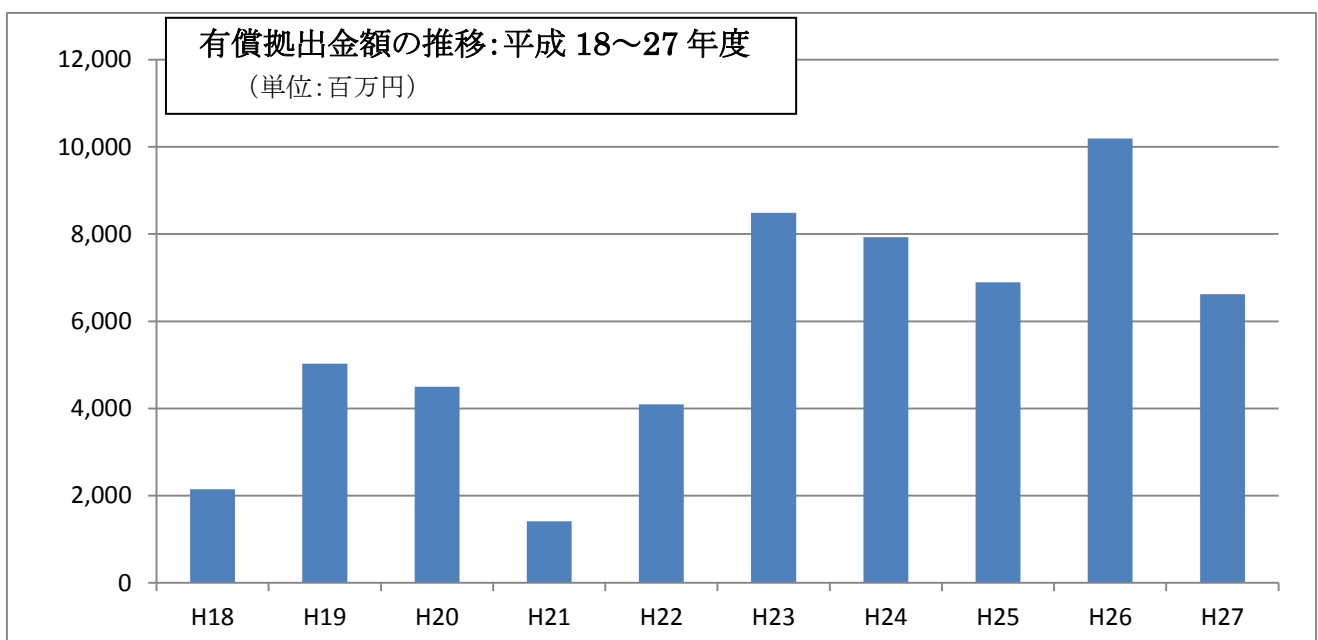
幅広い用途、製品に利用できることは、リサイクルを通じて広く日本社会に貢献するという点です。指定法人ルートにご協力頂くことは日本への貢献にもなります。

(3) 二酸化炭素排出量の削減効果

使用済みPETボトルを効率的にリサイクルすることにより、現在、地球環境問題で最も重要な項目として位置づけられている二酸化炭素の排出量を削減することが可能となります。逆に、中国をはじめとする海外へ輸出した場合は、PETボトルそのものと一緒にリサイクルによる二酸化炭素排出量の削減効果も輸出してしまうことになり、国内での二酸化炭素排出量の削減に寄与することができなくなります。

3. 有償入札分は全額を市町村に拠出

指定法人への引き渡しに関し、再生処理事業者の有償入札によって当協会が得た収入相当額は、引き渡し量と落札単価に基づいて消費税分を除いた全額を各々の該当する市町村へ「有償分拠出金」（寄付金）として拠出されます。下図に示すように、平成26年度は約102億円、平成27年度は約66億円が該当する市町村に拠出されました。このように市況や入札状況により年度ごとに増減しますが、有償落札が常態化しているPETボトルの有償収入は、お申込み頂いた市町村へ確実に拠出させて頂いております。



4. 指定法人ルートの運用上の優位性

(1) 確実な引き取りの保証

容リ協会の入札により落札し契約を締結した再生処理事業者が、何らかの事情によって分別基準適合物の引き取りができなくなった場合には、容リ協会が速やかに他の登録事業者への振り替えを行いますので、該当する市町村自らが代替事業者を探す必要もなく、引き取りが滞ることが避けられます。

(2) 「有償分扱出金」の確実性

上記の再生処理事業者の振り替えは、該当する市町村に入札をしていたが落札できなかった2番札以降の事業者を対象にすることが原則ですので、当初の落札単価より低い単価になりますが、「有償分扱出金」の額の算出においては引き渡し量と当初の落札単価を使用しますので、該当する市町村のみが減額されることにはなりません。もし、これが市町村による独自処理の場合には事業者との直接の取引ですので、このような安定した結果にはならないばかりか、代替事業者がなかなか見つからない等の事態も考えられます。

(3) 再商品化に関する情報開示

容リ協会が行う再商品化は、厳格な審査に合格した登録事業者を対象に行う競争入札で委託先が決定され、実際の再商品化業務についても毎月の操業状況の報告の義務付けや、容リ協会による現地検査での操業管理状況の確認や指導を行っています。さらに再商品化製品（フレーク、ペレット等）が実際に個々の利用業者に納入されたことの確認まで行って、再商品化が完了したものと認定しています。

このような徹底した再商品化の管理を行い、その結果を当協会のホームページで公開しております。例えば、落札に関しては個々の市町村（保管施設）ごとの落札事業者と落札単価の一覧、再商品化製品の販売実績については、「わたしのまちのリサイクル」のコーナーで個々の市町村が引き渡したPETボトルが何に生まれ変わっているかを、実績に基づいてわかりやすく公表しています。また、市町村が引き渡したPETボトルが、実際に再生処理事業者でどのように再商品化されているかの状況を市町村のご担当者が直接確認できる、「現地確認」の制度も準備しております。

容リ法第3条第1項の規定に定める基本方針では、分別された容器包装廃棄物の再商品化のための指定法人への円滑な引き渡しとともに、市町村の実情に応じて指定法人へ引き渡さない場合には、適正処理の確認・住民への情報提供の実施が必要であると定められています。独自処理の場合には、容リ協会が行っているこれらの確認や情報提供を、市町村自ら行う必要があります。

以上の点をご理解頂き、我が国のPETボトルリサイクルシステム強化・安定化のために、容器包装リサイクル法の精神に則り、指定法人（容リ協会）への円滑な引き渡しをお願いいたします。

以上